

津軽石川

1	漁業権番号	内共第9号（津軽石川）							
2	漁場の区域	基点第10号と基点第10号の2を結ぶ線から上流の津軽石川本流及びその支流の区域（下閉伊郡山田町の区域を除く。） 基点第10号 宮古市津軽石第1地割1番地の河川堤防上の標識 基点第10号の2 宮古市赤前第8地割10番地の河川堤防上の標識							
3	遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
			あゆ	竿釣り（友釣り又は擬餌釣り） 使用する釣竿は、1本	津軽石川本支流の 免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで			
				竿釣り（がら掛け） 使用する釣竿は、1本	〃	8月1日から10月31日まで			
		うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 使用する釣竿は、1本	〃	3月1日から9月30日まで				
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
		(2) 区域の制限	区域		禁止期間				
		津軽石川河口から稻荷橋上流端の上流230メートルの地点（旧稻荷橋上流端）までの区域		11月1日から翌年2月末日まで					
(3) 全長の制限	名称		禁止に係る全長						
	うぐい		10センチメートル以下						
4	遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
		一般遊漁料	全魚種	あゆ	竿釣り（友釣り、擬餌釣り又はがら掛け）	円 300	円 2,000	組合事務所及び指定販売所	
				うぐい					竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）
		遊漁券販売所	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、200円を加算した額とする。						
			名称	電話番号	名称	電話番号			
組合津軽石支店	0193-67-2110								
5	遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。							